

# 会計制度の行方

——ベルギーの対応をめぐって (2) ——

齊藤 昭雄

1. 序
2. 歴史的経緯
  - (1) 会社法の時代
  - (2) 会計法の成立
  - (3) 連結国王令の成立とその後

——以上前号——

3. EU 指令とのかかわり
  - (1) EU 第 4 号指令と会計法
  - (2) EU 第 7 号指令と連結国王令
  - (3) EU 指令と IAS

——以上本号——

4. 国内の状況
    - (1) 戦後の社会的融合の動きと会計法
    - (2) 産業の担い手と企業会計
    - (3) 税務会計と企業会計
    - (4) 真実公正な概観への対応
  5. 結び
- 

## 3. EU 指令とのかかわり

EU 指令によって「加盟国の財務報告の質が、かなり改善した<sup>1)</sup>」ことは事実であり、指令を率先して取り入れたベルギーは、自らの意図どおり、

---

1) Communication from the Commission; *Accounting Harmonization: A new Strategy vis-à-vis International Harmonisation*, COM 95 (508), Nov. 1995, para. 3. 1.

## 会計制度の行方

会計制度を一気に世界の最先端のレベルに引き上げることができると言えるし、指令とのかかわり方は、他の EU 諸国以上に極めて積極的であった。しかるに、ここに来て、指令を遵守し続けること自体に、いろいろ問題を生ずるようになってきている。それは特に、“Global Player” と呼ばれている国際的な企業に関して問題となっていることである。ということは、外国の資本市場にほとんど依存していない企業の場合には、依然として、指令に基づいて制度化されている国内基準に準拠していればよいということにもなる。

そこで、まず、個別財務諸表を対象にした EU 第 4 号指令に注目して、それを国内法化したと言われる 1975 年会計法とのかかわりについて検討をしてみたい。そのあとで、連結財務諸表にかかわる EU 第 7 号指令と、そのベルギーでの施行令としての国王令をめぐって検討を加えてみたい。そのうえで、EU (委員会) が精力的に取り組んできた、IAS と第 7 号指令との関係についてフォローし、ベルギーを含めた EU 諸国が 2005 年までに IAS に基づいて連結財務諸表を作ることになった経緯を検討し、そのことがベルギーの会計制度にどのようなインパクトをもたらしているのかを、あきらかにしてみたいと思う。

### (1) EU 第 4 号指令と会計法

ベルギーの会計法は、ベルギー自身の国内法の水準を越えて全ヨーロッパ的な色彩を帯びていると言っても過言ではないが、もともとの意図は国内的な諸要求を満たすことにあったのであり、それは先に見たとおりである。すなわち新しい会計法の直接的な照準は、次の 4 点に置かれていたと言われている<sup>2)</sup>。

---

2) Centre Belge de Normalisation de la Comptabilité et du Revisorat (C.B.N.C. R.); *Comptabilité des Entreprises—Loi du 17 Juillet 1975 - Arrêté Royal du 8 Octobre 1976—*, pp. 14-15.

## 会計制度の行方

- ① 企業の管理を有効に行うために会計を役立てうる。したがって、納税申告に役立つための会計ということは、直接的には考えられていない。
- ② 単に商人間の係争ないし破産の際の証拠としてのみならず、むしろ企業所得への参加者に対して根拠を与えることができる会計帳簿および財務諸表の条件を明らかにすること。
- ③ 企業間比較、企業グループないしセクター別のデータの集計、その他たとえば地域ないし国家的水準での情報要求に応じられる、財務諸表の形式と内容を標準化すること。
- ④ 企業を一個の独立した「会計人」(Personne comptable) であると考えることによって、会計に法律的規律を与えること。

このような4つのねらいが、どのようなかたちで法制化され、それがEU第4号指令とどのように係っているのか、そのことを検討してみたい。

1975年法は、「会計記録の標準化すなわち統一的規範に従った会計処理の仕方<sup>3)</sup>」を規定することを、主目的のひとつにしている<sup>4)</sup>。ベルギーが、強行法規たる会計法というかたちで新しい制度を確立した主眼はここにあるように思える。そしてこの目的は、上の第3番目の照準、すなわち企業間比較、企業グループないしセクター別のデータの集計、さらには国家的水準での情報要求に応じられるようにするということに直結するものである。しかしながら、実際には、ベルギー会計法においては、企業規模に応じて、本法の適用から離れる余地を残しており、「大企業<sup>5)</sup>」の場合のみ、

---

3) C.B.N.C.R.; *Op. cit.*, p. 9.

4) もうひとつの目的は、「企業の財務構造についての完全な展望を与えることを可能にするところの、特に貸借対照表と損益計算書の調和のとれた会計的狀態の公表」(*Loc. cit.*) である。

5) ただしここで言う（つまりベルギー会計法における）「大企業」は、年平均従業員数や前年度売上高、前年度の貸借対照表総額のいずれかにおいて一定の基準を超えているものを指すことになっている（会計法第46の2条参照）が、それらの基準はわが国で通常考えられているものに比べるとかなり低い水準である。

## 会計制度の行方

本法の規定に厳密に従うことを要求している。強硬法規である以上それはある程度やむをえないことであるが、ベルギーの会計法にあっては、先の第1のねらい（会計の管理用具性を重視）などのかねあいから、むしろ積極的に適用の弾力性を勧めている点に問題があるように見える。

すなわち、金融機関や保険会社などの特定の企業が、本法の適用から除外されることはともかくとして、企業規模や業種に応じて、自らの企業に適切な会計のあり方を積極的に求めることを要求しているのである（たとえば会計法第2条および第11条第2項）。その結果、先の第3のねらいが非常にボケてくるばかりでなく、会計法の第1の目的からもそれしてしまうおそれがあり、また監査も少数の会社にしか適用されないことになり<sup>6)</sup>、EU第4号指令が基礎を置いているEEC条約第54条第3項g号<sup>7)</sup>が目指しているところの、同種企業の会計情報の保証という精神にも反することになりかねない。

会計法の一般的特徴として第2に指摘すべき点は、会計のあり方を法律として制度化しているにもかかわらず、経済学的な解釈を貫いている点であろう。これは、先の照準の第1、第2の点にみられるように、納税申告のための会計の機能をほとんど考慮せず、さらに、商人間の係争や破産の際の証拠として役立てようとする法律的な側面よりもむしろ経済活動の成果としての所得計算に重点を置こうとする立法精神の表れである。その結果、まず会計単位としての経済的意味での同一性を強調し、法律的に同一の会社であっても異種の経済活動を営む場合には、会計は区別すべきことを要求する（会計法第3条第2項）とともに、法律的には別の会社であっても同一の財務諸表（つまり連結財務諸表）の対象になる会社があることを示

---

6) Jures Rochette; "Le Droit comptable, Innovation capitale" *Reflets et Perspectives de la Vie Economique*, Tome XVI, Fevrier 1977, p. 84.

7) 「第58条第2項の意味での会社——利益を追求する民・商法上の会社（筆者注）——に対し、社員ならびに第三者の利益を守るために、加盟国内で要求される保証を、必要な範囲内でそれらに均衡をもたらすために調整する。」

喚している（会計法第11条）。さらに、評価に経済的効用の概念を採り入れ（1976年国王令第25条参照）、さらには、リース資産の貸借対照表能力を明確に打ち出している（同国王令第26条）ことも注目される点である。それらは、EU第4号指令をも越えるものとして高く評価しうる点である。しかしながら、反面、それらは税務にも影響を及ぼすところとなり、EU第4号指令が、税務中立性を守りつつ新しい制度づくりをする立場を採っていることに反することとなった<sup>8)</sup>。

一般的特徴として3番目に指摘すべき点は、損益計算書の重視と、性格別分析の採用であろう。前者は、経済学的解釈を採用し、あるいは財産計算から所得計算に重点を移したことの当然の帰結であるが、損益計算書の様式として、EU第4号指令が認める2つの様式——つまり性格別分析と活動センター別分析——のうち、性格別分析を採用するに至ったのは、先の第2の照準を実現するものである。すなわち、企業所得への参加者に、企業所得への諸要素の参加報酬を明確にする立場をとることになったのである<sup>9)</sup>。このことはまた、社会会計との結びつきを重視することとも関連している。すなわち「社会会計にとっては、企業の製造原価、販売費および一般管理費を知るということは、それら3つの費用要素のそれぞれに、財と用役の取得費、人件費、減価償却費、評価損その他の引当金繰入額ならびにその他の経営費用が混在している以上、直接的に興味はない<sup>10)</sup>」のである<sup>11)</sup>。

先の4つの照準のうち最後の点は、会計法の「基本的な革新」のひとつをもたらすものである。すなわちそれは、「企業」が「責任を負う法人」(Personne juridique responsable)たることを明確に打ち出すことになり、し

8) Jures Rochette; *Op. cit.*, p. 85.

9) Cf. Commission des Normes Comptables; *Arrêté Royal du 8 Octobre 1976 relatif aux Comptes Annuels des Entreprises*, p. 5.

10) Jures Rochette; *Op. cit.*, p. 91. なお、社会会計との結びつきで言えば、損益計算書内で、内部取引を明確に分離表示することになったことも見逃せない。

11) 中見出しによって、その梗概を示せば、ベルギー会計法における損益計算書

## 会計制度の行方

たがって、1975年会計法と1976年国王令の規範的規定は、その大部分が、1か月から1年の禁固あるいは罰金という刑事罰を伴うものとなっている（会計法第17条）。これはEU第4号指令も考慮外のことであって、ベルギーの、会計制度整備への意気込みが感じられる点である。

会計法の4つの照準との直接的な結びつきで言えば、以上のようなこと

は、次のようなものである。

### 損益計算書の様式 (勘定形式による表示)

費用	営業損益	収益
II. 売上・用役提供原価		I. 売上・用役提供
A. 貯蔵品・商品		A. 売上高
B. 棚卸高増減（増加－，減少＋）		B. 仕掛品・製品・半成工事の増減 （増加－，減少＋）
C. その他の財貨・用役		C. 自家製造
D. 報酬・社会的費用・年金		D. その他の営業収益
E. 棚卸資産・半成工事・営業債権 価値の減少（繰入＋，戻入－）		
F. 危険・損費引当金（繰入＋，使用・戻入－）		
G. その他の営業費用		
	<u>財務損益</u>	
V. 財務費用		IV. 財務収益
A. 債務費用		A. 金融固定資産収益
B. 上記II E以外の流動資産価値の減少 （繰入＋，戻入－）		B. 流動資産収益
C. その他の財務費用		C. その他の財務収益
	<u>特別損益</u>	
VIII. 特別費用		IX. 特別収益
A. 組織費用・有形無形固定資産に関する 特別償却・減損		A. 有形・無形固定資産の償却・減損の 戻入
B. 金融固定資産価値の減少		B. 金融固定資産価値減少の戻入
C. 特別危険・損費引当金		C. 特別危険・損費引当金戻入
D. 固定資産実現損失		D. 固定資産実現利益
E. その他の特別費用		E. その他の特別収益
IXの2 繰延税金への振替え		IXの2 繰延税金からの控除
	<u>損益にかかる税金</u>	
X. A. 税金		X. B. 税金調整額・納税引当金戻入
	<u>当期損益</u>	
XI. 当期利益		XI. 当期損失
	<u>非課税積立金への振替え（ないしそれからの控除）</u>	
XII. 非課税積立金への振替え		XII. 非課税積立金からの控除
	<u>未処分利益ないし未処理損失</u>	

\* この部分は、注20)を見ていただきたい。

が言えるように思う。

EU 第4号指令は、財務諸表の構造と作成に関する規定を柱としており<sup>12)</sup>、1976年国王令が「財務諸表に関する」施行令であることは、その趣旨に沿うものである。そしてまた、第4号指令第2条——第1条は適用会社の範囲——は一般原則の規定に充てられており、「原則」を基礎とする体系化という点で、ベルギー会計法は第4号指令と同一の歩調を採るのである。

ベルギー会計法は、原則に関する規定のあと、評価規定と財務諸表に関する規定を置いている。そこで、以下それらについて第4号指令とのかかわりを検討してみたいと思う。

期末の棚卸に際しての評価は、「慎重性・真実性 (Sincérité) および誠実性 (Bonne foi) の基準」に従ってなされなければならないことが1976年国王令第19条に明記されているが、それらの基準を具体的に適用するにあたって、特に次の2点にベルギー会計法の特徴を見ることができる<sup>13)</sup>。

すなわちひとつは引当金の設定に関し、「必要な償却」という概念が拡張されたことであり、もうひとつは、貨幣価値変動に対する配慮である。

第1点は、基本的には、年次成果のいかんにかかわらず減価償却費、評価損、諸引当金（納税引当金、修繕引当金、各種損費引当金を含む）を計上することが義務づけられた、ということである。特に各種の評価損の計上（単に認められたという段階にとどまらず）義務づけられ、なにか「貸借

---

12) 会計システムを規定するという第4号指令の本来的な局面に限って言えば、第4号指令は、財務諸表の構造と作成、営業報告書 (Rapport de gestion) の内容、会計情報の監査 (Contrôle) と公表の範囲を定めるものである。(Cf. André Prost; “Rapport sur l’Harmonisation comptable aux Dispositions de la Quatrième Directive du Conseil des Communautés Européennes” à l’Assemblée Plénière du Conseil National de la Comptabilité, Avril 1977, p. 3.)

13) この部分は、Henri Olivier; “La Nouvelle Législation sur la Comptabilité et les Comptes Annuels en Belgique” *Journal UEC*, Vol. 1, No. 3, 1977, pp. 141-142 および Jules Rochette; *Op. cit.*, pp. 94-95 を参考にしてまとめたものである。

対照表に記載されない契約 (Engagements) から生ずる損失ないし費用をカバーするための引当金<sup>14)</sup>」の設定が義務づけられたことは、ベルギーの会計制度にとって、基本的な変革のひとつであり、EU 第4号指令の意向を全面的に受け入れたものである。

第2点は、インフレーションについての配慮である。貨幣価値変動に関する評価規定をどのように第4号指令に盛り込むかは、1975年のベルギー会計法成立時点においてはなお懸案となっていた<sup>15)</sup>。しかるにベルギーは、第4号指令を先取りするかたちで、積極的にインフレーション会計を認める立場を採用するに至った。

EU 第4号指令は、その第33条において、棚卸資産ならびに有限耐用年数を持った有形固定資産について、取替価値に基づいた評価を認めることになったが、ベルギーは、それをそのまま1976年国王令第35条に規定していた。その後国王令の数次の改訂を経て、資産の再評価について若干方向転換をしている<sup>16)</sup>が、基本線は変わっていない。ただし、真のインフレーション会計の採用は、諸外国の実施例などを見て慎重に対処すべきであるとの立場<sup>17)</sup>から、原則的には取得原価主義を採っている(国王令第20条)ことを付記しておきたい。

ベルギー会計法は、財務諸表に関しては、基本的に第4号指令の規定に従っている。財務諸表が、貸借対照表、損益計算書および付属明細書の3つを柱としていることも、指令の規定どおりである<sup>18)</sup>。しかし、われわれにとって注目すべき点はいくつか存在する。結論的に箇条書きにしてみれば、次の通りである<sup>19)</sup>。

---

14) Jures Rochette; *Op. cit.*, p.94.

15) André Prost 氏の前掲報告書付表Ⅲ「第4号指令に関する未解決の問題」p.2.

16) その詳細については、いずれ稿を改めて、資産評価についてまとめて検討してみたい。

17) Commission des Normes Comptables; *Op. cit.*, p.7.

18) ただし、先に見た通り、近年社会貸借対照表が新たに加わった点で、若干異なっているが、その点については後に改めて触れることにしたい。



## 会計制度の行方

- ① 貸借対照表は、当該年度の成果の処分のあとで作成される。したがって、損益計算書には利益処分の内容が盛り込まれる<sup>20)</sup>。
- ② 固定資産については、貸借対照表上は純額で示され、減価償却等による固定資産価額の変化は付属明細書において明らかにされる。
- ③ リース取引を貸借対照表において明示する。
- ④ 付属明細書は、財務諸表の体系を支える重要な位置を占めるものとなり、その様式が定式化された。

以上のような特徴をもつベルギー会計法は、「企業の経済的社会的側面ならびに共同体における企業の役割を考慮する、より広い視点のもとに<sup>21)</sup>」できあがったものであり、EU 第4号指令を強く意識しつつ、さらに独自の斬新な規定をも積極的に採り入れている。

- 
- 19) この部分は、Henri Olivier; *Op. cit.*, pp. 142-143 を参考にしつつ、われわれなりにまとめた。
  - 20) ちなみに注 11) の損益計算書の最後の部分は以下のようにになっている。

### 処分および取崩し

- A. 未処分利益（未処理損失）
  1. 当期末処分利益（当期末処理損失）
  2. 前期繰越利益（前期繰越損失）
- B. 自己資本の取崩し
  1. 資本金・株式払込剰余金
  2. 積立金
- C. 自己資本への繰入れ
  1. 資本金・株式払込剰余金
  2. 法定積立金
  3. その他の積立金
- D. 繰越損益
  1. 繰越利益（-）
  2. 繰越損失（+）
- E. 損失への社員の関与
- F. 利益分配
  1. 資本報酬
  2. 役員報酬
  3. その他の受益者

- 21) *Commission des Normes Comptables; Op. cit.*, p. 4.

(2) EU 第7号指令と連結国王令

1990年の連結国王令<sup>22)</sup>は、「EU第7号指令から全く直接的に着想を得ていて、ベルギー法をEU法の要求に全面的に一致させることを狙っている<sup>23)</sup>」ことが、国王令の前文にあたる「国王への報告」の中に明記されているが、第7号指令が加盟国に選択権を与えている領域については、草案作成に際して加盟各国の動向を十分に斟酌したことも述べられている<sup>24)</sup>。かくして、連結国王令は、第7号指令を積極的に採り入れることになったが、オプションについては、加盟国の動向を斟酌してそれに歩調を合わせるというよりは、むしろ、率先してすべての可能性を国内法化したと言える。その中で最も注目されるのが、水平的結合の企業グループに対する取組みである。

第7号指令の第12条「水平的企業集団における連結財務諸表および連結営業報告書の作成義務者」においては、加盟国が、水平的結合企業集団に対して連結財務諸表の作成義務を課すことができる、と定められているが、実際にこの規定を採り入れたのは、ベルギーとギリシャだけであった<sup>25)</sup>。

ベルギーで問題にされている水平的企業グループは、「コンソーシアム」という概念で理解されている。連結国王令第4条は「次の場合にコンソーシアムが存在する」として、以下次のように続けている。「企業の会計と財務諸表に関する1975年7月17日付法律（＝会計法——筆者）の第1条第1項、第2項および第3項の対象となるベルギー法の企業<sup>26)</sup>と、同じ条

---

22) Arrêté Royal du 6 Mars 1976 relatif aux Comptes Consolidés des Entreprises. 以下「連結国王令」と表現する。

23) *Idem.* p. 6.

24) *Loc. cit.*

25) Cf. Stephane de Maght & Jean-Paul Servais; “La Consolidation des Groupes Horizontaux: Un Domaine en Friche” *Revue de Droit Comptable*, No. 93-3, p. 24.

26) 「商事会社あるいは商的形態の会社」と「商的、金融的あるいは工的性格を持った法律上の任務を遂行する公的機関」を指す。

文の対象となったベルギー法ないし外国法の、その他の複数の企業——それらは互いに子会社ではなく、ベルギー法ないし外国法の同一の商事会社ないし商的形態の会社の子会社でもない——が、単一の指揮のもとに置かれるとき」。

このようなタイプのグループの連結のために、ベルギー政府によって用いられた推論は、次のようなものであった<sup>27)</sup>。

「垂直的な構造の会社のグループの大部分において、支配は、親会社の水準に集中している。その場合には、連結の義務が、当然この親会社に課せられる。ただし、いくつかの会社グループにおいては、全体の支配は、会計法の意味での企業を構成せず、したがってそれには連結の義務が課せられないところの、1ないし複数の自然人あるいは法人によって保有されている。さらに、その間に何らの親子関係も存在しない企業が、合併するよりもむしろ契約によって、共通の指揮の下におかれることを決定することがある」。そう分析した上で、ベルギー政府は「会社が単一の指揮の下におかれていたら、その事実を無視することができず、したがってそれを連結の範囲に含める」ことを決定した。

ところで連結国王令第4条の定義には、「コンソーシアム」のかぎを握る2つの概念があることが指摘されている<sup>28)</sup>。すなわち「親子関係の欠如」と「単一の指揮」である。しかし、われわれの見るところでは、(自然人にせよ法人にせよ)単一の指揮を行っているものが、財務諸表の作成義務の対象外になっているということもまた、「コンソーシアム」の連結ということを考える上では、欠かせない要素である。

そのことと「親子関係の欠如」については、改めて議論すべきことはないように思えるが、問題は「単一の指揮」である。その点について連結国王令は、「次の場合に、企業は単一の指揮のもとにあるとみなされる」と

---

27) 1995年版連結国王令、15頁。

28) たとえば、Stéphane de Maght & Jean-Paul Servais; *Op.cit.*, p. 33.

## 会計制度の行方

して、以下の3つのケースを指摘している（連結国王令、第4条第2項および第3項）。

- ① それらの企業の単一の指揮が、それらの企業と結んだ契約ないしそれらの企業の定款の規定から結果する場合。
- ② 企業の管理機関の過半数が、同一人物によって構成されている場合。
- ③ （反証がない限りにおいてであるが）株式、持分 (parts) あるいは社員権 (droits d'associés) の過半数が、（政府を除く）同一の人物によって保有されている場合。

このうち、コンソーシアムの形成について最もしばしば用いられる仮説を構成するのは、2番目のケースであると言われている<sup>29)</sup>。たとえば次のような場合に、A、B、Cの3社はコンソーシアムを形成すると考えられる<sup>30)</sup>。

		A	B	C
		取締役会などの管理機関		
人物	1	●	●	—
	2	●	●	●
	3	●	—	●
	4	●	●	—
	5	—	●	●
	6	—	—	●

しかしながら、この基準は、容易に逸脱しうるおそれがあることも否定し得ない。なぜなら、管理者の構成メンバーを増やしたり、一時的に、権

29) Cf. Stéphane de Maght & Jean-Paul Servais; *Op. cit.*, p. 35.

30) Walter Aerts & Hilda Theunisse; “Belgium—Group Accounts” *Transnational Accounting*, edited by Dieter Orderheide & KPMG, Macmillan 1995, p. 522.

限の低い管理者のレベルで管理機関の構成を変えるといったことが可能だからである<sup>31)</sup>。

なお、③の推定は「ベルギー（特にフランドル地方）では普通に起こっていることであり、そこでは、真の保有構造ないし親会社という法的構成をとらずに、しばしば家族 (family members) が、いくつか異なった会社の持分を保有している<sup>32)</sup>」という。そういった現実的状況が、「コンソーシアム」へのベルギーの積極的な取り組みとなって反映しているということも見逃せない事実である。また、ベルギーの場合、先に見たように、国家的レベルでの情報要求に応じることも企業会計の重要な職能であると考えられていることが、資金調達のための情報提供にウエイトを置いた最近の各国の対応とはやや異なったものを求めさせているように思える。

いずれにせよ、連結国王令適用の初年度である 1991 年において、15 のグループが「コンソーシアム」としての連結財務諸表を作成したと報告されている<sup>33)</sup>。

「コンソーシアム」を連結の対象としたほどであるから、当然のことと言えれば当然のことであるが、ベルギーは、共同支配についても極めて積極的な対応を図っている。

---

31) Cf. Stéphane de Maght & Jean-Paul Servais; *Op. cit.*, p.35.

32) Walter Aerts & Hilda Theunisse; *Op. cit.*, p. 522.

33) Jean-Paul Servais; “Qualité de l’Information financière apportée par les Comptes Consolidés publiés depuis l’Entrée de l’Arrêté Royal du 6 Mars 1990” (Rapport du Séminaire relatif aux Comptes Consolidés des Entreprises: Premier Bilan de l’Arrêté Royal du 6 Mars 1990 et Perspectives). この数字は、Stéphane de Maght 氏との前掲共同執筆論文中の数「9」と異なるが、発表時期その他の点から考えて、「15」の方により信憑性があるように思う。しかしながら、EU 第7号指令の第12条にも、「連結財務諸表に掲記すべき“資本金”“株式発行差金”“再評価積立金”“準備金”“繰越損益”および“当期損益”の各項目の価額は、各企業に属する価額の合計額とする」と定められているようなことをはじめとして、水平的企業集団の連結問題が、本来の連結と同列に並べて議論できるものなのか、はたまた「結合」や「合算」といったレベルのことであるのかといった、根本的な疑問が存在していることも否定できないように思う。

第7号指令は、加盟各国が、共同支配の際の比例連結の国内法化に道を開いている（第32条第1項）が、それを導入した国がほとんどない中において、ベルギーは、それに忠実に従って、比例連結の適用を原則とした。すなわち連結国王令第45条第2項およびその但し書きによれば、「共通子会社の諸要素は、比例連結 (Intégration proportionnelle) によって連結される。ただし、その活動が共同支配を行っている企業の活動に密接に統合されていない場合には、その共通子会社は、持分法によって財務諸表に含めることができる」。そしてまた、連結国王令の前文の「国王への報告」によれば、「経済的利害グループ (GIE)<sup>34)</sup>」は共通子会社に類似しているので、比例連結が適用される<sup>35)</sup>。

それ以外の点についてコメントが必要と思われるのは以下の諸点である。

まず、清算中であるなど、継続企業とみなされない子会社を連結除外としている（連結国王令第13条）ことである。これは第7号指令には無いものであるが、そのような状況のもとにあっては評価のルールが通常とは異なることを配慮してのことであることが、前述の「国王への報告」に表明されている<sup>36)</sup>。その上で、そのような対応は、継続性の原則を規定している第4号指令の第29条に沿ったものであって、結局は指令に基づく措置であると考えられている。しかしながらこれについては、ベルギー内部に

---

34) 性格的には「共同事業体」とでも訳すべきもので、法人格と行為能力は与えられているが、本来的に利益の実現を目指すものではなく、会社と組合の中間に位置付けられる。たとえば産学共同事業の遂行や、拙速を望まず自らのオートノミーを維持したいと思っている企業間の合併前の準備期間の組織形態として、あるいはまた国内法が障害となって国際的な協同に困難をきたすような場合に利用されることがある。EU加盟国に認められている組織形態である。(Cf. Yves Bernard & Jean-Claude Colli; *Dictionnaire Economique et Financier*, Editions du Seuil 1989, pp. 778-779.)

35) ただし、「ある GIE のすべてのメンバーが、その GIE の全体の一部となっていて、その GIE が、明らかにその全体の活動を発展させることを目的としている」場合には、全部連結 (Intégration globale) の方法を排除するものではない (1995年版連結国王令, 17頁)。

36) 1995年版連結国王令, 25頁。

においても、EU 第7号指令にもとるものであるとの批判が見られる<sup>37)</sup> ことに言及しておきたいと思う。

親会社がさらに上位の親会社の子会社である場合の下位連結と小規模企業の連結に関する免除については、ベルギーは、指令の許容オプションを最大限に取り入れている。ベルギーは、まさに純粹持株会社以外には「従来連結財務諸表の作成を要請していなかった加盟国<sup>38)</sup>」であり、その調整を目指した指令のオプション規定の念頭に置かれていた国であってみれば、そのような対応は妥当なところではあるが、結果的には寛大な規定になっていると言わざるを得ない。ただし、ベルギーは、小規模子会社の条件を年々厳しくする方向に向かっており、その意味では、IAS とのギャップも狭まっていると言える。

連結損益計算書においては、個別損益計算書の場合と異なって、「多くの国々に存在する実務を考慮して<sup>39)</sup>」、性格別分析ではなくて、用途別（活動センター別）分析に基づく項目分類を認めている。ただし、「このアプローチは、グループ全体の活動の主要部分が、経営損益の分類のこの基準を採用した、外国にある子会社によって遂行されている場合にしか、主として正当化されることはない<sup>40)</sup>」という連結国王令自らの説明は、個別財務諸表との関連で当然のことである。

連結調整勘定については、第7号指令は、当時の英国の慣行に配慮して、連結剰余金へのチャージを認めているが、ベルギーはそのオプションを採用しなかった。基本的には、償却年数を含めて、償却性固定資産と同様に考えて償却することを規定している<sup>41)</sup>。妥当な対応である。

---

37) Cf. Walter Aerts & Hilda Theunisse; *Op. cit.*, p. 528.

38) 日本公認会計士協会編『[国際比較] 主要国の連結会計制度』中央経済社・1997年、106頁。

39) 1995年版連結国王令、30頁。

40) 1995年版連結国王令、30-31頁。

41) 1995年版連結国王令、38頁参照。

(3) EU 指令と IAS

EU 指令が、「加盟国における財務報告の質をかなり改善した<sup>42)</sup>」ことは否定できないし、指令を尊重して国内の体制を整えたベルギーが、会計制度の新たな展開に見るべき成果を残したことも否定できないように思う。しかしながら、指令そのものが、国際的な資本市場、特に米国において資金調達をしようという企業にとっては、十分な役割を果たさないことが大きな問題となってきた。すなわち、指令は、財務諸表の比較可能性の改善に役立ち、EU 内での証券市場では一定の成果をあげたものの、米国で資金調達をしようという EU の企業に対しては、米国基準による財務諸表を別途作成することが求められるという事態が発生したのである。そのような事態に直面してみると、指令が 1990 年代の新しい会計のテーマにほとんど対応していないことや、加盟各国に認められているオプションの存在によって、比較可能性が大きく損なわれていることが懸念材料となってきた。

そのような状況に対して、欧州委員会は、可能な解決策を模索することになったが、そのいずれにも重大な問題があることが明らかになった。

- ① 米国など EU 以外の市場で資金調達するような大企業を指令の適から除外する。——この場合には、除外すべき会社の範囲をどうすべきかとか、代わりに適用すべきルールをどうするかといった解決困難な問題が新たに浮上することになるうえに、これまでせっかく歩調を合わせてきた EU の調和を乱すことになってしまう<sup>43)</sup>。
- ② それぞれのルールで作成した財務諸表を、相互承認する道を探る。——米国の財務諸表はすでに EU で承認されているので、これには米国側が満足できない<sup>44)</sup>。

---

42) Communication from the Commission; *Op.cit.*, para. 3. 1.

43) Cf. *Idem*, para. 4. 2.

44) Cf. *Idem*, para. 4. 3. この検討を通じて、「会計基準作りをしているさまざまな国際的な機関の中で、目下のところ IASC のみが、問題の緊急性に対応



- ③ 指令を新しい事態に対応できるものにする。——それには長時間を必要とするし、新しいルールを採用するまでにまた新たなテーマが発生してしまって、対応が追いつかないという可能性もある<sup>45)</sup>。
- ④ 新たな欧州会計基準設定機関を創る。——この方法で対処するとすれば、それこそ極めて長い時間を必要とするし、「ほとんどの加盟国が、すでに IAS によって達成されている進歩に思いを寄せて、新たな基準の層 (additional layer of standards) を創ることに懸念を表明した<sup>46)</sup>」。

かくして欧州委員会は、新しい規則を作ったり改訂することはせず、新しい基準の層をつくることを避けるという方針を確認するところとなった。そして、欧州委員会主導で、「コンタクト委員会」をつくり、IAS と指令の一致性を検討し、不一致の場合はケースバイケースで検討するという作業に取り掛かった<sup>47)</sup>。そのような過程を経て、EU は、次第に IAS への接近を進めることになっていくが、EU は、「1990 年に欧州委員会が組織した、EU 内での会計基準の調和の将来に関する会議において、指令に含まれるオプションの数を減らしたり近い将来に新たな法制を採用するのではなく、より広い国際的なレベルでの調和の努力を考慮に入れる必要性に対する明白な優先が表明され<sup>48)</sup>」、すでに IAS への傾斜の傾向が表れていた。そのような表明を受けて、「IASC は、基準を徐々にではあるが徹底的なプロセスで改訂してきており、IAS は、すでに、国際的なビジネス界で役立つべき、包括的で概念的にしっかりした一連の財務報告基準を提供している<sup>49)</sup>」との認識が EU 内に芽生えていた。

---

するタイムスケジュールの中で、国際的資本市場での承認についての明確な展望をもっている」(Idem, para. 4. 4) ことが確認された。

45) Cf. *Idem*, para. 4. 5.

46) *Idem*, para. 4. 6.

47) その後、コンタクト委員会の成果がいくつか公表されているが、それらの検討は別の機会に譲りたいと思う。

48) *Idem*. para. 2. 6.

## 会計制度の行方

その上さらに、「IOSCO が、2000年5月17日に、IAS の評価を終えたことを表明し、加盟国に対して、国境を越えて株式の売り出し・上場をするために財務諸表を作成する場合、多国にわたる発行会社に IAS を用いることを認めることを勧告した<sup>50)</sup>」ということもあって、欧州委員会は、2001年2月に、欧州議会と欧州理事会に対して、IAS の適用を義務づける法制化を図るべきことを提言した<sup>51)</sup>。その結果欧州議会は、今年の5月に、IAS の適用を一定の企業に義務づけることを議決し、遅くとも2005年1月1日に始まる会計年度から、連結財務諸表は IAS に基づいて作成することを義務づけた<sup>52)</sup> のである。

かくして、ベルギーにおいても、連結財務諸表の作成については、当然のごとく IAS に一本化されることになるが、個別財務諸表や非上場会社の連結に関する対応は各国に任されている<sup>53)</sup> ので、その点が今後の課題として残された。

(本稿は、成城大学教員特別研究助成による研究成果の一部である。)

---

49) Communication from the Commission to the Council and the European Parliament; *EU Financial Reporting Strategy: the Way Forward*, COM (2000) 359 final, June 2000, para. 15.

50) *Idem*, para. 2.

51) Commission of the European Communities; *Proposal for a Regulation of the European Parliament and the Council on the Application of International Accounting Standards*, COM (2001) 80 final, Feb. 2001.

52) The European Parliament; *Regulation of the European Parliament and the Council on the Application of International Accounting Standards*, May 2002, Art. 4.

51) *Idem*, Art.5.